

文化情報管理特講

～知的財産権等権利処理～
【実践からの示唆！】

岐阜女子大学特別客員教授
坂井知志



法律などの基本的理解のうえに実践を！

● 実践のなかから法律など制度的な課題を研究する。

そのために思いだけでDAを考えない。

実際に取り組んでみましょう！

● 「日本外交文書デジタルコレクション」→「日本外交文書」のサイトへ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/index.html>

明治期から昭和戦後期まで膨大な資料がデジタルアーカイブ化されている。

外交文書の編纂情報は、

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/bunsho/index.html>

デジタルアーカイブ構築した成果

成果1 膨大な資料を所蔵している図書館などに足を運ばないで研究等に活用が

可能である。

成果2 外交文書を教材として教育利用は可能である。

成果3 専門書や論文の引用部分以外の記述を研究できる。

デジタルアー カイブ課題

課題1 他の膨大なデジタルアーカイブと同様に教育関係者や一般の国民にどのように活用することが有効であるのかが明らかにされていない。

課題2 横断検索、他のデジタルアーカイブとの連携などの拡張性が不十分

課題3 トップページには、「Copyright © Ministry of Foreign Affairs of Japan」とされているが、

※法的事項をクリックするとかなり自由度があることが理解できる。クリエイティブコモンズライセンスなどを利用するか、トップページの表記を改めるかが必要である。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/legalmatters/index.html>

利用について

主権や領土問題などの単元で教材として活用
各国の代表が日本に何を求めていたのか。

例) フィリピン全権大使兼外務大臣 ロムロ演説

昭和戦後期→第4冊→Ⅱ 桑港編→本文112頁～113頁があるが、113頁中段から

(注)までの記録は、アジアが日本の主権や領土及び賠償をどのように見ていたのかについての一次資料
である。

発展的な教材として、「BS1スペシャル 憎しみとゆるし マニラ市街戦 その後」を視聴させることは容易ではない。

※Dailymotionは公開中

また、遠藤周作の「ルーアンの丘」に戦後、マニラ港に入港したときの憎しみの眼光についての記述があり、日本の船出が容易でないことが理解できる。

利用から見えてくるもの

- 知識基盤社会を構築するためには、膨大なデータと膨大なデータの関連性を持たせることが望まれる。そのときに、権利の問題が統一されていることが利用しやすさを感じさせ、利用促進につながる。
- そのためには、二次利用を含めた契約内容やクリエイティブコモンズライセンスなどを統一することが求められる。

その他の実践

●東日本大震災関係のデジタルアーカイブ

各自で調査

※肖像権の理解がなく、写真などの資料の取り扱いに苦慮。

●中央省庁のホームページのトップページ「権利表記」と利用についての規定などの比較

特に、防衛省・デジタル庁と他の省庁の相違点

まとめ

デジタルアーカイブは理念・技術・制度などをトータルに扱うことが必要。この授業は、制度を中心に進めます。

この授業で得たことは、利用規約や契約書を読み解く力と説明する力、著作権・肖像権などとともに意思表示に関する知識を正確に理解することにつながります。また、利用促進の研究にも必要な内容です。その結果、デジタルアーカイブを構築するための力が身につきます！